

令和 2 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 4 月 ） 議 事 録

四條畷市教育委員会事務局

教 育 委 員 会 定 例 会

1 開催日時・場所

令和2年4月22日(水) 10時00分から11時00分
四條畷市役所 本館3階 委員会室

2 出席委員

教 育 長	植田 篤司
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	吉田 知子
委 員	竹内 千佳夫
委 員	佃 千春

3 事務局出席者

教 育 部 長	上井 大介	教育部次長兼学校教育 課長兼教育センター長	木村 実
教育部次長兼青少年育 成 課 長 兼 主 任	阪本 武郎	教 育 部 次 長	賀藤 久道
教 育 総 務 課 長	板谷 ひと美	生涯学習推進課長	安田 美有希
教 育 総 務 課 施 設 担 当 課 長	勝村 隆彦	教 育 総 務 課 主 任	木邨 勇貴
		教 育 総 務 課	井上 裕可

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 井上 裕可

5 付議案件

議題 第13号	四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員の委嘱について
議題 第14号	四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問について
議題 第15号	四條畷市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
議題 第16号	(仮称) 教育振興基本計画の策定期の見直しについて
報告 第7号	新型コロナウイルス感染症予防対策に関する対応について
報告 第8号	四條畷市立学校結核対策検討委員会委員の委嘱について
報告 第9号	四條畷市スポーツ推進委員の委嘱について
報告 第10号	四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
報告 第11号	四條畷市青少年指導員の委嘱について

植田教育長

皆様、おはようございます。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止のために、いろいろな対策を講じております。

本日もこの会議、なるべく迅速、速やかに終了することを一つのねらいとしながらも、入念なご審議をいただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまから4月の教育委員会定例会を開催します。

四條畷市教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、会議録署名者の指名を行います。

本日の会議録署名者は、山本教育長職務代理者をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第13号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局から本件の内容説明を願います。

木村教育部次長兼
学校教育課長兼教
育センター長

議案第13号 四條畷市立学校教科用図書選定委員の委嘱について、ご説明いたします。

令和3年度使用教科用図書を採択するにあたり、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第4条の規定により、四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員を別紙のとおり委嘱しようとするものであります。

提案理由といたしましては、令和3年度に本市生徒に供すべき教科用図書の選定を慎重且つ公正に行うにあたり、市教育委員会として、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第4条に基づき四條畷市立学校教科用図書選定委員会の委員を委嘱したく本案を提案いたしました。

今年度は、令和3年度に四條畷市立中学校で使用する教科書について、市で独自に採択をしなければなりません。

教科書は子どもの実態に合うように十分調査、検討、採択をされるべきであり、情報公開により、採択の流れについて公開が要求されていくなかでも、適正、公正の確保が大きな前提となっています。

また、最終の採択権は教育委員会にあります。

採択に関するすべての責務を負うことになるため、教科書採択は教育委員会が行う仕事のなかで最も大きいものであると考えられています。

教育委員会に対して、採択に関しての意見や答申を行う位置づけのものとして、選定委員会というものが、四條畷市立学校教科用図書選定委員会の条例で規定されています。

今年度の選定委員の案をお示しします。

<p>(木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長)</p>	<p>机上配布した資料をご覧ください。 令和3年度使用四條畷市立学校教科用図書選定委員会委員名簿(案)をご覧ください。 (1) 市立学校の校長及び教員から、四條畷西中学校 堀校長、四條畷中学校 松島教頭、(2) 教育委員会事務局の職員として、木村教育部次長兼学校教育課長、金子学校教育課長代理、(3) 市立学校に在籍する児童及び生徒の保護者として、田原小学校PTA母親代表委員の木邨様、くすのき小学校PTA会長の柿本様を挙げさせていただいています。</p> <p>任期につきましては、議決いただきましたら遡り、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとします。 なお、教科用図書選定委員会に関する条例、規則については、後ろの資料に添付していますので、ご確認ください。 ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、本件について、質疑等ございましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、ここでお諮りいたします。 議案第13号 四條畷市立学校教科用図書選定委員の委嘱について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議はないようですので、議案第13号については、原案のとおり可決とすることに決しました。 それでは次に移ります。</p> <p>議案第14号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問についてを議題といたします。 事務局から、本件の内容説明を願います。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>議案第14号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問について。 令和3年度使用四條畷市立小中学校の教科用図書を採択するにあたり、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第2条の規定により、四條畷市立学校教科用図書選定委員会に意見を求めるものでございます。</p>

<p>(木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長)</p>	<p>提案理由としては、令和3年度に本市生徒に供すべき教科用図書の選定を慎重かつ公正に行うにあたり、市教育委員会として、四條畷市立学校教科用図書選定委員会条例第2条に基づき、四條畷市立学校教科用図書選定委員会に対し、意見を求めたく提案いたしました。</p> <p>先ほどの議案第14号でお諮りしている選定委員が教育委員会からの諮問を受け、調査委員を置くことができるとしています。</p> <p>採択の流れは、1枚ページお進みいただき、教科書採択方式概念図をご覧ください。</p> <p>調査委員会では、教科書会社から提出された見本本を詳細に検討し、それぞれの特徴を調査用紙にまとめ、選定委員会に報告をします。</p> <p>報告を受けた選定委員会では、報告を答申としてまとめ、教育委員会に提出いたします。</p> <p>その答申をもとに、教育委員会は審議を行い、市で採択し最終決定をする流れになっています。</p> <p>今後、教育委員会定例会において、採択事務の経過やご報告、見本本の提示等を行い、円滑な採択事務を進めていきたいと考えています。</p> <p>なお、見本本の閲覧につきましては、教育委員会教科書センターにおいて、6月8日から7月1日までの展示としています。</p> <p>以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、ここで質疑をお願いいたします。</p>
<p>佃委員</p>	<p>教科書採択にあたって研究会へ調査協力をされると思いますが、この研究会はすべての教科ごとに設けられるという認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>お示しのとおりです。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に、何か質疑等ございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、ここでお諮りいたします。</p> <p>議案第14号 四條畷市立学校教科用図書選定委員会への諮問について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。</p>

(「異議なし」の声)

植田教育長

異議がないようですので、議案第14号については原案のとおり可決することに決しました。

それでは、次に移りたいと思います。

議案第15号 四條畷市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定についてを議題といたします。

事務局から、本件の内容説明を願います。

木村教育部次長兼
学校教育課長兼教
育センター長

議案第15号 四條畷市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、次のとおり四條畷市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則を制定するにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項の規定により、議決を求めるものであります。

提案理由といたしましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「法」という。）が改正され、法第7条に規定する教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が告示されたことから、新規制定したく、本案を提案いたしました。

この特別措置法第7条では、教職員の働き方改革を趣旨として、教職員の業務量の適切な管理等に関する指針を定めるものとし、令和2年1月17日付文科省より指針が示されました。

そのなかには、本指針の適用は令和2年4月1日からとしており、本方針が実効性ある形で定められていることが重要であることから、教育委員会規則等の整備を行うよう示されました。

2枚めの資料をご覧ください。

指針に基づき、四條畷市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の案をお示しします。

特筆すべきは第3条で、学校の教職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除く時間を各号に掲げる上限の範囲内とするため、教職員の業務量の適切な管理を行うものとし、上限は、1か月45時間、1年で360時間と定めています。

ご審議いただき、本規則を議決いただきましたら、令和2年4月1日に遡り施行し、適用していく方針であります。

植田教育長	<p>ありがとうございます。 それでは、ここで質疑をお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、ここでお諮りいたします。 議案第15号 四條畷市立学校の府費負担教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、原案のとおり可決することに異議はございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
植田教育長	<p>異議がないようですので、議案第15号については原案のとおり可決することに決しました。 それでは、次に移りたいと思います。</p> <p>追加議案といたしまして、議案第16号 (仮称) 教育振興基本計画の策定時期の見直しについてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>
板谷教育総務課長	<p>議案第16号 (仮称) 教育振興基本計画の策定時期の見直しについて、ご説明いたします。 令和2年度策定予定であった(仮称)教育振興基本計画の策定時期を、令和3年度に見直したく、本案を提案いたしました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の流行による学校の臨時休業の長期化を受け、現在、子どもたちの学びの保障に向けた種々の議論が行われているところでございます。</p> <p>具体には、オンライン授業や動画配信に向けた1人1台端末の早期実現、家庭でも繋がる通信環境の整備、ICT技術者の配置など、人材までを一体としたハード、ソフト面での整備が急務とされており、4月7日にはそれらを保障する国の補正予算案が閣議決定されました。</p> <p>これに伴い、本教育委員会としても、令和3年度以降としていた端末整備の前倒しなど、先ずはGIGAスクールの早期実現に注力すべきと考えております。</p> <p>また、次期計画には、1人1台端末を踏まえた学校教育や授業のあり方をしっかり反映する必要があると考えることから、現教育振興ビジョンの計画期間を令和3年度末まで延長のうえ、本年度を予定していた(仮称)教育振</p>

<p>(板谷教育総務課長)</p>	<p>興基本計画の策定を3年度に見直したく考えておりますので、ご審議をお願いいたします。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、質疑等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理人</p>	<p>(仮称)教育振興基本計画の策定時期を1年見送ることに関しては、意見は特にありませんが、昨年度から、未来教育会議のなかで教育大綱の策定に向けて議論を進めているところです。 (仮称)教育振興基本計画の策定が遅れることにより、教育大綱との齟齬が出たり、また、教育振興ビジョンのなかの計画で整合性が保てなくなるような内容はないのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼 学校教育課長兼 教育センター長</p>	<p>令和2年度に向けた市長による市政運営方針にも触れられているなか、今年度末で学力向上3ヵ年計画の期限を迎えますが、教育振興ビジョンの延長及び仮称教育振興計画の策定延長を受け、令和3年度は9ヵ年に及ぶ学力向上3ヵ年計画の検証の年として位置づけるとともに、GIGAスクール構想の実現にあたり、1人1台端末の活用等授業のあり方も大きく変容することから、令和4年度に仮称教育振興計画の趣旨を踏まえた今後の方向性を見出していきたいと考えています。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>他に、ご意見等ございますでしょうか。 (「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、ここでお諮りしたいと思います。 議案第16号 (仮称)教育振興基本計画の策定時期の見直しについて、原案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>異議がないようですので、議案第16号については、原案のとおり可決することに決しました。 次に、報告案件に移ります。 報告第7号 新型コロナウイルス感染症予防対策に関する対応についてを議題といたします。 事務局から本件の内容説明を願います。</p>

木村教育部次長兼
学校教育課長兼教
育センター長

報告第7号、新型コロナウイルス感染症予防対策に関する対応について、学校教育に関わる範囲は私から報告させていただきます。

別添資料をご覧ください。

まず、市立小中学校の臨時休業の措置は、国や府教庁の通知に基づき、令和2年3月2日から3月24日まで、さらに延長し、5月6日までとし、現在も臨時休業中となっています。

次に、臨時的な児童の受入れについては、4月13日より市内在住で、小学1～3年生の児童を対象とし、各小学校で教員による学校の受入れを行っています。

要件としては

- ① 保護者が新型コロナウイルス感染症対策に関する職種に従事し、保育ができない家庭
- ② 突発的な介護や育児、疾病、けがなど、特別な事情等により保育ができない家庭
- ③ その他、特別な事情があり保育に欠ける家庭

以上3点を要件といたしました。

現状は、ふれあい教室利用児童を含め全校併せて166人の申請があり、利用されています。

次に、教科書の配布についてです。

4月15日から17日の間、始業式が臨時休業となり、児童生徒に教科用図書渡すことができていなかったため、原則保護者に学校に取り来ていただきました。

あわせて、来校された保護者に対し、今後GIGAスクール構想の実現を踏まえた学びの保障に向け、検討している動画配信のために基礎資料とするため、ICT環境に関するアンケート調査を行っております。

次に、就学援助の申請についてですが、臨時休業を受け申請期間、受付期間を変更しています。

情報発信につきましては、児童生徒の学びを継続させるべく、市独自の教材や大阪府教育センターのホームページ、Eテレなどリンクを張り、児童生徒及び保護者に向け周知しています。

最後に、夏季休業日についてでございます。

夏季休業日の短縮と、学校閉庁日の実施については、学校再開の方針に伴い判断することとなります。

近隣市町村の動向を注視しつつ、慎重に検討してまいります。

(木村教育部次長
兼学校教育課長兼
教育センター長)

阪本教育部次長兼
青少年育成課長兼
主任

板谷教育総務課長

夏季休業日の短縮の方向性に関しては、本日この場でご議論いただきたい
と思います。

私からは以上です。

続きまして、ふれあい教室の状況をご説明申し上げます。

各ふれあい教室につきましては、緊急事態宣言の出た直後から令和2年4
月11日土曜日までは午前8時から開室いたしましたが、新型コロナウイルス
感染症の終息が未確定な状況のなか、学校での臨時的な受入れと連携を
図り運営することとし、月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日は正午から、水
曜日及び土曜日は午前8時から開設するとしております。

従いまして、ふれあい教室を利用する児童であっても開室が午後からの場
合、午前には学校で受け入れ、午後にはふれあい教室へ移動という流れとな
ります。

続き、各施設の臨時休館についてご説明申し上げます。

学校の運動場、体育館をはじめ公民館、図書館、市民総合体育館、野外活
動センター等、市民の利用に供する施設につきましては、2月29日以降、
引き続き当面の間、休館としております。

最後、指定管理者への補償につきまして、ご説明申し上げます。

教育委員会が所管する公共施設の大半は指定管理者に運営を委託して
おります。

契約では、計画よりも施設の利用者が増加すれば、指定管理者に利益が
上がるよう、施設の利用料収入を指定管理者の収入としています。

しかし、2月29日から休館としたことで、施設利用料が皆減している
ことから、まずは、3月分の利用料等に相当する額の補填を行うべく協
議を進めております。

以上です。

両次長から、新型コロナウイルス感染症拡大を受けた本市の取組みを
報告しましたが、加えて、4月早々に閣議決定された国の動きを説明
いたします。

追加議案でも説明のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響
により、学校の休業が長期化し、教育課程の実施にも支障が生じる
事態を迎えています。

今後、このような事態にも対応可能な遠隔教育など、Society 5.0
の実現の加速化が急務となっており、先般、これに対応するための
令和2年度補正予算案が閣議決定されました。

<p>(板谷教育総務課長)</p>	<p>内容としては、令和5年度までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの前倒し、学校現場へのICT技術者の配置支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備等の総額約2,292億円の補正予算です。</p> <p>国からの詳細は未達ですが、本市においても、GIGAスクール構想の実現に向けたネットワーク整備に加え、令和3年度から5年度を予定している端末整備の大幅な前倒しも視野に、具体の検討が必要な状況となっています。</p> <p>これについては、午後から予定の市長による総合教育会議のなか、議論をお願いしたいと考えております。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>確認質問等ありましたらお願いいたします。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>3月から臨時休業が続いているということで、特に新1年生について、何か特別なフォローを行ったりはされているのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>新1年生については、入学式以降登校していない状況にあります。</p> <p>今は家庭訪問も憚られているため、電話連絡で各家庭の状況について把握するよう努めていると聞き及んでおります。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>課題を抱えている児童生徒もいると思いますが、そういった子どもたちの現状把握というのは、誰がどのように行っているのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>課題のある児童や生徒に関しましては、新1年生に限らず、全学年において各学校で対応しているところであり、教育センターのスクールカウンセラーを定期的に派遣したり、大阪府から学校へ派遣されているスクールカウンセラーにも対応いただいている状況です。</p>
<p>佃委員</p>	<p>3月から臨時休業という措置となり、子どもたちだけでなく学校の先生たちも、大変ご苦労されていらっしゃるのではないかと思います。</p> <p>学校の先生は、休業となってからどのように過ごされているのでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>3月の臨時休業時には協議のうえ、全件家庭訪問もしくは会えない家庭についてはポストイングを実施したと聞いております。</p> <p>また、4月以降につきましては、家庭訪問は行えていない状態ですが、13日(月)から、小学校においては児童の臨時的受入れの対応にあたっており、15日(水)から17日(金)にかけて教科書配布を実施した際に、担任とクラスの発表を行いました。</p> <p>なお、大阪府から教職員のテレワークについての通知があり、当市においても府に準じて対応を行っているところではあります。府から通知がきた</p>

<p>(木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長)</p>	<p>のが15日(水)であり、学校では20日(月)頃からテレワークが開始されていると聞いております。</p>
<p>佃委員</p>	<p>虐待等のリスクのある子どもたちの安否確認についてはどのような対応をされていますでしょうか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>特に課題のある児童生徒に関しましては、安否確認も非常に大事な責務と認識しており、子育て総合支援センターと連携し、各学校と共有のうえ、電話連絡や家庭訪問等の対応を行っております。</p>
<p>阪本教育部次長</p>	<p>ふれあい教室については、利用自粛のご協力をいただいているところですが、おおむね20%を下回る利用率となっております。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>自粛いただいているご家庭につきましては、電話連絡等を行っています。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>ふれあい教室のお話が出ましたので少しお聞きしたいと思います。 先ほど20%程度の利用率とおっしゃっていましたが、やはり子どもたちのことですので、最初は距離をとって過ごすようにしていても、時間が経つにつれてどんどん距離が近くなるというようなこともあると思います。 どのような対応をしているのか教えてください。</p>
<p>阪本教育部次長兼青少年育成課長兼主任</p>	<p>ふれあい教室の利用率は下がっておりますが、子どもたち同士がなるべく距離をとれるよう、全教室を使用するという対応を行っております。 また、外遊びの時間を多めにとるなど、教室内で遊ぶ時間をなるべく少なくするように努め、雨天の際でも学校と調整の上、体育館を利用することも可能としております。 苦慮しておるところは、自習の時間など屋内で過ごす際に、やはり時間が経つにつれ、子どもたちの距離が詰まってしまい、指導員も距離をとるよう指導はしておるのですが、子どもたちは何度も同じことを言われるためストレスを感じているとの声も上がっております。 食事の際には、たてよこななめそれぞれで距離をとることを徹底し、動き回らないよう指導しています。</p>
<p>竹内委員</p>	<p>ありがとうございます。 様々な工夫や配慮がなされていると感じましたが、保護者から要望や課題といったご意見はありますでしょうか。</p>
<p>阪本教育部次長兼青少年育成課長兼</p>	<p>指導員からは、保護者から家庭での過ごし方についての相談が非常に多いと聞いております。</p>

主任	<p>また、後ほどご報告いたします、ふれあい教室利用料減免についての問い合わせも寄せられているようです。</p> <p>なお、数件ではありますが、ふれあいの児童たちが外遊びでグラウンドを利用していると、そのグラウンドの外を通りかかった方から、なぜグラウンドを利用しているのかとの問い合わせが入ったと聞いております。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>学校からは、児童の臨時的受入れについて、月火木金において、通常ふれあい教室では午前8時から受入れをしているところを、午前8時30分からの受入れとしておりますので、ここに関してのお問い合わせをいただいていると聞き及んでおります。</p>
山本教育長職務代理者	<p>教職員の在宅勤務についてですが、家庭で過ごす子どもたちのために課題を作成すると言われる一方で、在宅での勤務を推奨され、教職員も難儀しているのではないかと察します。</p> <p>教職員のフォローもお願いしたいと思います。</p> <p>先ほど、GIGAスクール構想に向けたICT環境のアンケートを実施されたとおっしゃっていましたが、本市にもそういったインターネットの環境が整備されていない家庭もあるかと思えます。</p> <p>ホームページやメールで学校からの案内を周知することも多いとは思いますが、そういった環境のない家庭に対してのアプローチの方法も持つておく必要があると思います。</p>
吉田委員	<p>私も全く同じことを考えていました。</p> <p>完璧に周知できていない可能性もあるのではないのかなど。</p> <p>先ほどおっしゃっていたICT環境のアンケートの内容と結果について教えてください。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教育センター長	<p>アンケートの内容につきましては、①マチコミメールは届いているか②マチコミのアプリを利用しているか③スマートフォンが家にあるか④インターネットにつながるタブレットまたはパソコンが家にあるか⑤ご自宅にWi-Fiの環境があるか、の5点です。</p> <p>結果につきましては、本日が集計結果報告の締切日となっており、まだ回答は返ってきていない状況です。</p>
吉田委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>教科書配布があったとお聞きしましたが、混乱等はなかったでしょうか。</p>
木村教育部次長兼	<p>市教育委員会からのHP上の周知は遅れましたが、保護者に向けては各校</p>

<p>学校教育課長兼教育センター長 (木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長)</p>	<p>からのメール発信で事前に周知されてきました。 各校からの報告では、おおむね指定された時間内に対応できている、また、時間外には個別対応も各校ごと数件と聞き及んでいます。 しかし、月曜日の段階でまだ連絡が取れていない状況もあるとのことなので、個別対応を行い、全員配布完了したら各校より報告を受けることにしています。</p>
<p>吉田委員</p>	<p>新1年生は入学式で周知できたでしょうが、他の学年のそういった環境の整っていない周知方法も検討してほしいと思います。</p>
<p>佃委員</p>	<p>先ほど夏季休業日についてのお話にも少し触れられていましたが、やはり児童生徒の学びの保障が大切になってくると思います。 何か、学力保障のために各学校で取り組まれていることがあれば教えていただけますか。</p>
<p>木村教育部次長兼学校教育課長兼教育センター長</p>	<p>学びの保障については、保護者をはじめ、みなさん不安等に駆られていることは共有しています。 一部の学校ではY o u T u b e 動画のテスト配信を既に始めているとの報告を聞いております。 また、教育テレビの番組の発信等についても行っているとのことでした。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ここは私からもお話をさせていただきます。 現在、学びの保障のために種々の方策を検討しておる最中にあり、これに関しましては2WAYまでも見据えた内容を含んでいることは、校長会、教頭会にて私からお示しさせていただいているとおりで。 今後、見識を深めつつ、様々な可能性を模索していく所存です。</p>
<p>山本教育長職務代理者</p>	<p>臨時休業がもし再度延長されるということになれば、最小限の人数に抑えた上での分散登校も視野に入れる必要があるのではないかと個人的には思いますので、これに関しても今のうちから検討しておいていただきたいと思います。 また、大学生であれば自分たちでインターネットを通して講義を受けて学ぶことが可能でしょうが、小学生中学生にとっては少しハードルが高いように感じます。 学校は授業を受けるだけでなく、実技などで体験することがとても大切であり、これらを通して学ぶことの楽しさを覚えることが重要でありますから、夏季休業中を利用する等で実技科目の保障も行っていたいただきたいと思います。</p>

木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	遅くとも5月の連休中には大阪府より方向性が示されると思いますので、夏季休業日につきましても、その決定を踏まえつつ、5月の定例会にてご審議いただきたいと思いますと考えております。
竹内委員	<p>2か月というこれだけ長期間の休みというのは前例がなく、みなさんおっしゃられているように、子どもたちの学びの保障がとても大切になってくると思います。</p> <p>特に今は家庭教育に左右されると思いますので、家庭環境で学びの格差が生じないように、我々も努力しなければならないと思います。</p>
吉田委員	<p>今回の臨時休業で、子どもたちの見学や遠足といった社会学習が延期になっていて、学校が再開されると、多くの学校が殺到して予約が難しくなると思います。</p> <p>こういった部分の学びの保障もお願いしたいと思います。</p>
植田教育長	<p>他に、何かございますか。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>報告第8号 四條畷市立学校結核対策検討委員会委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容を説明願います。</p>
木村教育部次長兼 学校教育課長兼教 育センター長	<p>報告第8号 四條畷市立学校結核対策検討委員会委員の委嘱についてでございます。</p> <p>四條畷市立学校結核対策検討委員会条例第3条及び4条の規定により、四條畷市立学校結核対策検討委員会委員を別紙のとおり委嘱したことを報告します。</p> <p>1枚資料をお進みいただきますと、今年度の委員の名簿、次の資料では、新旧対照表となっています。</p> <p>昨年度からの変更点として、学校医を代表する者として浅田委員から宮崎委員へ、医師会を代表する者として福田委員から浅田委員へ、「養護教諭を代表する者」の項目中の溝上委員から市川委員に変更となっています。</p> <p>その他の委員の変更はございません。</p> <p>なお、任期については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までです。</p>

植田教育長	<p>報告は以上です。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>本件にきまして、確認質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは次に移ります。</p> <p>報告第9号 四條畷市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
安田生涯学習推進課長	<p>報告第9号四條畷市スポーツ推進委員の委嘱についてでございます。</p> <p>令和2年3月末をもって、四條畷市スポーツ推進委員の任期が満了したことに伴い、四條畷市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定に基づき、新たに委員を委嘱しましたのでご報告いたします。</p> <p>詳細は別紙の新旧対照表のとおりでございます。委嘱した委員は男性4名、女性2名の合計6名、再任は6名のうち5名となっております。</p> <p>なお、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間となっております。</p> <p>報告は以上です。</p>
植田教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件につきまして、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
植田教育長	<p>それでは次に移ります。</p> <p>報告第10号 四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
阪本教育部次長兼青少年育成課長兼主任	<p>報告第10号四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症予防対策のためなわてふれあい教室の利用を自粛した場合、申請により利用料等の減免ができるように規則を改正いたしま</p>

<p>(阪本教育部次長 兼青少年育成課長 兼主任)</p>	<p>した。</p> <p>新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第8条第1項第6号は月の初日から15日までの期間、同項第7号は16日から月の末日までの期間、市長が定める理由により休室した場合、それぞれ利用料の半額を減免しようとするものです。</p> <p>また、この休室届により第9条第1項各号で捕食費等につきましても同じく減免させていただきます。</p> <p>次に、延長利用料につきましては、利用料に準じた減免割合とすべく規則を改正するため、第8条第1項第5項を削除いたしております。</p> <p>最後、付則といたしまして、公布の日からの施行としております。</p> <p>以上、四條畷市立なわてふれあい教室条例施行規則の一部を改正する規則の制定につきまして報告させていただきます。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件につきまして、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは次に移ります。</p> <p>報告第11号 四條畷市青少年指導員の委嘱についてを議題といたします。</p> <p>事務局から本件の内容説明を願います。</p>
<p>阪本教育部次長兼 青少年育成課長兼 主任</p>	<p>報告第11号 四條畷市青少年指導員の委嘱についてご説明申し上げます。</p> <p>四條畷市青少年指導員に関する要綱第7条に基づき、区長又は自治会長から推薦をいただきました54名の方へ、四條畷市青少年指導員を委嘱させていただきました。</p> <p>期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までとしております。</p> <p>ただし、新型コロナウイルス感染症予防対策のさなか、委嘱状の交付、総会等は後日としております。</p> <p>以上です。</p>
<p>植田教育長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>本件につきまして、確認質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(「なし」の声)</p>

<p>植田教育長 (植田教育長)</p>	<p>それでは、その他案件に移ります。 事務局はじめ、何かありましたらお願いいたします。</p> <p>(「なし」の声)</p>
<p>植田教育長</p>	<p>それでは、本日予定の案件の審議はすべて終了いたしました。 これをもって定例会を閉会いたします。 どうもお疲れ様でございます。</p>

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月27日

四 條 畷 市 教 育 長 植 田 篤 司

四條畷市教育委員会教育委員 吉 田 知 子